

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.001

処 分 名	道路管理者以外の者が行う工事の承認
処 分 の 概 要	道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、道路管理者の承認を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	道路法（昭和27年6月10日法律第180号）第24条
審 査 基 準	<p>■春日部市の道路工事施行承認及び道路占用等に関する事務処理要領に基づき、次の要件を満たす工事について、工事等を施工する必要性及び工事等実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無を総合的に判断する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 工事等施工後の道路が、道路本来の機能を阻害しない範囲であること。2 工事等の内容、設計、施工方法が適正で道路管理上及び道路交通上支障がないこと。3 申請者に工事等を施工する能力があること。4 工事等完成後に工事物件等を道路管理者に引き継ぐことが可能であること。5 工事等の内容、設計、施工方法が「春日部市の道路工事施行承認及び道路占用等に関する事務処理要領」に適合すること。
標準処理期間	20日（他の道路管理者及び交通管理者等との協議に要する期間を除く）
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁4階道路管理課窓口への提出
備 考	道路法解説

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■道路法

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項又は第十九条から第二十二條の二までの規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.002

処 分 名	道路の更新占用
処 分 の 概 要	道路占用者は、占用期間満了後引き続き占用をしようとするときは、許可申請・協議書を市長に提出し、許可を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市道路占用規則（平成 17 年規則第 158 号）第 4 条第 1 項
審 査 基 準	<p>許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令又は条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため設定しません。</p> <p>占用者が、期間満了後も引き続き占用をしようとする場合は、期間満了日の 1 ヶ月前までに、申請・協議書を提出しなければなりません。</p> <p>記載事項が適切であること・許可できる物件であることを確認し受理をします。</p> <p>「春日部市道路占用許可基準」（平成 29 年 4 月 1 日）</p>
標準処理期間	20 日（休日は含まない）
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日
申請時期	占用期間満了日の 1 ヶ月前まで
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市道路占用規則

第 4 条 道路占用者は、占用期間満了後引き続き占用をしようとするときは、許可申請・協議書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、申請者に許可・回答書を交付するものとする。

■「春日部市道路占用許可基準」に適合すること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.003

処 分 名	道路の占用の許可
処 分 の 概 要	道路に電柱・水道管・ガス管などを設置し、継続して道路を使用する場合や、建築足場など一時的に道路を使用する場合には、道路管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）第 32 条 道路法施行令（昭和 27 年 12 月 4 日政令第 479 号）第 7 条、第 9 条～第 18 条
審 査 基 準	「道路法施行令」、「春日部市道路占用許可基準」に基づき、次の要件を満たす工事について、工事等を施工する必要性及び工事等実施計画の合理性並びに道路管理上の支障の有無を総合的に判断する。 1 工事等施工後の道路が道路本来の機能を阻害しない範囲であること。 2 工事等の内容、設計、施工方法が適正で道路管理上及び道路交通上支障がないこと。 3 申請者に工事等を施工する能力があること。 4 工事等の内容、設計、施工方法が「道路法施行令」、「春日部市道路占用許可基準」に適合すること。
標準処理期間	20 日（他の道路管理者及び交通管理者の協議に要する期間を除く）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	春日部市ホームページよりダウンロードできます。 http://www.city.kasukabe.lg.jp/kanri/shinseisho/machi/dourosenyousinsesho.html

■道路法

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

三 鉄道、軌道その他これらに類する施設

四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設

五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

二 道路の占用の期間

三 道路の占用の場所

四 工作物、物件又は施設の構造

五 工事実施の方法

六 工事の時期

七 道路の復旧方法

■道路法施行令

第二章 道路の占用

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

二 太陽光発電設備及び風力発電設備

三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設

五 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

六～十一（略）

十二 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。

以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第九号に掲げる施設に設けるものを除く。）

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.004

処 分 名	占用料の分納
処 分 の 概 要	道路占用料徴収条例第 5 条ただし書の規定により占用料を分納しようとする者は、納入通知書により指定された納期限までに道路占用料分納申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市道路占用料徴収条例（平成 17 年条例第 138 号）第 5 条 春日部市道路占用規則（平成 17 年規則第 158 号）第 10 条
審 査 基 準	処分の先例がなく、稀であるもので、当面申請が見込まれないものであって、条例等の定め以上に具体化することが困難であるため設定しません。
標準処理期間	20日（休日は含まない）
設定年月日	平成26年4月1日
申請時期	納入通知書発行後、納入通知書により指定された納期限まで
申請方法	本庁4階道路管理課窓口への提出
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市道路占用料徴収条例

（占用料の徴収方法）

第 5 条 占用料は、占用期間が 1 年未満の場合はその全部を一時に、1 年以上の場合は年度ごとに、これを徴収する。ただし、市長は特別の理由があると認めた場合は、これを分納させることができる。

■春日部市道路占用規則

（占用料の分納申請）

第 10 条 条例第 5 条ただし書の規定により占用料を分納しようとする者は、納入通知書により指定された納期限までに道路占用料分納申請書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.005

処 分 名	道路の占用の変更の許可
処 分 の 概 要	道路占有者は、道路の占用を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）第 32 条 道路法施行令（昭和 27 年 12 月 4 日政令第 479 号）第 8 条
審 査 基 準	変更内容が「道路法施行令」、「春日部市道路占用許可基準」に基づき、次の要件を満たす変更か、道路管理上の支障の有無を総合的に判断する。 1 工事等施工後の道路が道路本来の機能を阻害しない範囲であること。 2 工事等の内容、設計、施工方法が適正で道路管理上及び道路交通上支障がないこと。 3 申請者に工事等を施工する能力があること。 4 工事等の内容、設計、施工方法が「道路法施行令」、「春日部市道路占用許可基準」に適合すること 上記の要件を満たす変更に限り、軽易な変更と認められ変更内容の差し替えで対応できるか、大幅な変更があり、従前の道路占用許可書を取下げ再度申請を受け付ける必要があるか判断する。
標準処理期間	20 日（他の道路管理者及び交通管理者の協議に要する期間を除く）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 29 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■道路法

(道路の占用の許可)

第32条

3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

■道路法施行令

(道路の占用の軽易な変更)

第8条

法第三十二条第二項各号に掲げる事項の変更で道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものは、左の各号に掲げるものとする。

- 1 占用物件の構造の変更であつて重量の著しい増加を伴わないもの。
- 2 道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のない物件の占用物件に対する添加であつて、当該道路占用者が当該占用の目的に附随して行うもの。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.006

処 分 名	占用料の減免
処 分 の 概 要	市長は、道路法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を受けたものに対して、占用料を減額又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市道路占用料徴収条例（平成 17 年条例第 138 号）第 4 条 春日部市道路占用規則（平成 17 年規則第 158 号）第 9 条
審 査 基 準	<p>■減免又は免除ができるものは春日部市道路占用料徴収条例第 4 条に掲げるものです。</p> <p>※ただし（11）については、許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難です。</p> <p>■減免又は免除を受けようとする者は許可を受けた後、遅滞なく道路占用料減額（免除）申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければなりません。</p>
標準処理期間	20 日（休日は含まない）
設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日
申請時期	法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による道路占用許可を受けた後、遅滞なく
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	道路法解説

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市道路占用料徴収条例

(占用料の減免)

第 4 条 市長は、次に掲げるものに係る占用料については、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業に係るもの
- (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）に基づく鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
- (3) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に基づく選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (4) ガス、電気、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
- (5) かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設
- (6) 道路に出入りするために設置する通路その他これに類する施設
- (7) 祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの
- (8) 雨水又は汚水を排水するために必要な施設
- (9) 街灯その他道路の安全又は円滑を図るためのもの
- (10) 架空電線及びこれらに類するもので、道路の上空を占用するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

■春日部市道路占用規則

(占用料の減免申請)

第 9 条 占用料の減額又は免除を受けようとする者は、法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を受けた後、遅滞なく道路占用料減額（免除）申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(減免基準)

第 9 条の 2 条例第 4 条に規定する占用料の減免の基準は、別表のとおりとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.007

処 分 名	特殊車両の通行許可
処 分 の 概 要	車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるとき、車両緒元の最高限度をこえる車両の通行を許可することができます。
根拠法令等・条項	道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）第 47 条の 2 車両制限令（昭和 36 年 7 月 17 日政令第 265 号）第 15 条
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none">1. 申請車両の幅員と申請経路上の狭小道路幅員箇所を比較し、通行の可否を判断する。2. 現地調査等によって道路の構造、交通状況等をもとに通行の可否を判断する。3. 橋の耐荷力、トンネル等の構造物の高さから通行の可否を判断する。4. 交差点部等の曲線部に関しては、軌跡図等の資料から通行の可否を判断する。5. 上記内容を考慮し、許可条件を付す必要があるか判断する。
標準処理期間	20 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	他の道路管理者（国、県）からの承認依頼による
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■道路法

第四十七条の二 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

2.前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、一の道路の道路管理者が行うものとする。この場合において、当該一の道路の道路管理者が同項の許可をしようとするときは、他の道路の道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。

3.前項の規定により二以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第一項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあっては、国）に納めなければならない。

4.前項の手数料の額は、実費を勘案して、当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあっては政令で、その他の者である場合にあっては当該道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

5.道路管理者は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

6.前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を当該車両に備え付けていなければならない。

7.第一項の許可の申請の方法、第五項の許可証の様式その他第一項の許可の手続について必要な事項は、国土交通省令で定める。

■車両制限令

第十五条 道路管理者を異にする二以上の道路についての法第四十七条の二第一項の許可に関する権限は、当該二以上の道路の全部又は一部が市町村道（指定市の市道及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四条第一項又は第三項の規定により国土交通大臣が新設若しくは改築又は維持を行なう道路を除く。以下この条において同じ。）以外の道路であるときは当該市町村道以外の道路の道路管理者（当該市町村道以外の道路の道路管理者が二以上あるときは、最初に申請を受けた道路管理者）が、当該二以上の道路が市町村道のみであるときは国土交通省令で定める道路管理者が行なうものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.008

処 分 名	道路占用料の延滞金の減免
処 分 の 概 要	市長は、延滞金の徴収について特別の理由があると認めた場合は、これを減額し、又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市道路占用料徴収条例（平成 17 年条例第 138 号）第 6 条 春日部市道路占用規則（平成 17 年規則第 158 号）第 11 条
審 査 基 準	処分の先例がなく、稀であるもので、当面申請が見込まれないものであって、条例等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	20日（休日は含まない）
設定年月日	平成26年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁4階道路管理課窓口への提出
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市道路占用料徴収条例
(延滞金)

第6条 法第73条第1項の規定により督促した場合は、延滞金を徴収する。ただし、督促状に指定する期限までに滞納した占用料(以下「滞納金」という。)を完納したとき又は滞納金が100円未満のときは延滞金の全額を、延滞金の全額又は端数が100円未満のときはその全額又は端数を徴収しない。

2 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ滞納金の額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する金額とする。

3 市長は、第1項の延滞金の徴収について特別の理由があると認めた場合は、これを減額し、又は免除することができる。

■春日部市道路占用規則
(延滞金の減免申請)

第11条 条例第6条第3項の規定により延滞金の減額又は免除を受けようとする者は、延滞金減額(免除)申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.009

処 分 名	区域決定後、権原取得前の土地の形質変更等の許可
処 分 の 概 要	道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置できません。
根拠法令等・条項	道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）第 91 条
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none">■申請内容と道路計画部署及び道路工事部署の意見、工事等を施工する必要性及び工事等実施計画の合理性並びに道路計画上の支障の有無を総合的に判断する。■都市計画法第 5 3 条に基づく建築許可基準を例とする。
標準処理期間	20 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■道路法

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合においては、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.010

処 分 名	公共物使用許可
処 分 の 概 要	春日部市公共物管理条例第4条第1項に掲げる行為をしようとする者は、許可を受けなければなりません。
根拠条例等・条項	春日部市公共物管理条例（平成17年条例第139号）第4条 春日部市公共物管理条例施行規則（平成17年規則第56号）第11条
審 査 基 準	許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、条例等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	20日（休日は含まない）
設定年月日	平成26年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁4階道路管理課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市公共物管理条例

(許可)

第 4 条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 公共物において、工作物その他施設を新築し、改築し、又は除却すること。
- (2) 公共物の敷地を使用すること。
- (3) 公共物の流水の方向、分量、幅員、深淺又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公共物に関し工事をし、又は公共物を本来の目的以外に使用すること。

2 市長は、前項の許可をする場合において、公共物の保全又は利用のため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。

■春日部市公共物管理条例施行規則

(許可の申請)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項前段の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 工作物その他施設の新築、改築、除却若しくは敷地の使用又は公共物の目的外使用 公共物使用許可申請書（様式第 1 号。以下「使用許可申請書」という。）
- (2) 流水の方向、分量、幅員、深淺若しくは敷地の現況に影響を及ぼす行為又は公共物に関する工事 公共物工事許可申請書（様式第 2 号。以下「工事許可申請書」という。）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に公共物使用許可書（様式第 1 号の 2。以下「使用許可書」という。）又は公共物工事許可書（様式第 2 号の 2。以下「工事許可書」という。）を交付するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.011

処 分 名	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可
処 分 の 概 要	道路予定区域に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等・条項	道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）第 91 条第 2 項 道路法施行令（昭和 27 年 12 月 4 日政令第 479 号）第 19 条第 4 項
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none">■申請内容と道路計画部署及び道路工事部署の意見、工事等を施工する必要性及び工事等実施計画の合理性並びに道路計画上の支障の有無を総合的に判断する。■都市計画法第 5 3 条に基づく建築許可基準を例とする。■既に道路築造工事中の路線に占用する場合は、工事部署との調整。
標準処理期間	20 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■道路法

(道路予定区域)

第九十一条 第十八条第一項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。）が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。

2 道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間においても、道路管理者が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域又は当該区域内に設置された道路の附属物となるべきもの（以下「道路予定区域」という。）については、第四条、第三章第三節、第四十三条、第四十四条、第四十四条の二、第四十七条の十、第四十八条、第七十一条から第七十三条まで、第七十五条、第八十七条及び次条から第九十五条までの規定を準用する。

3 第一項の規定による制限により損失を受ける者がある場合には、道路管理者は、その者に対して通常受けるべき損失を補償しなければならない。

4 第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

■道路法施行令

(道路の占用に関する規定の道路予定区域についての準用)

第十九条の四 第七条から前条までの規定は、道路予定区域に法第三十二条第一項各号に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路予定区域を使用する場合について準用する。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.012

処 分 名	公共物使用料の減免
処 分 の 概 要	市長は、条例第 13 条第 2 項の規定により使用料の減額又は免除をすることができます。
根拠条例等・条項	春日部市公共物管理条例（平成 17 年条例第 139 号）第 13 条 春日部市公共物管理条例施行規則（平成 17 年規則第 56 号）第 8 条、第 9 条
審 査 基 準	準用する春日部市道路占用規則（平成 17 年規則第 158 号）第 9 条の 2 に規定する別表で言いつくされているため、設定しません。
標準処理期間	20 日（休日は含まない）
設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日
申請時期	公共物使用許可を受けた後、遅滞なく
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市公共物管理条例

(使用料等)

第 13 条 許可を受けた者は、春日部市道路占用料徴収条例（平成 17 年条例第 138 号。以下「占用料徴収条例」という。）の例により算定した額を、使用料として納付しなければならない。

2 使用料の減免及び徴収方法については、占用料徴収条例第 4 条及び第 5 条の規定を準用する。この場合において、同条例第 4 条中「占用料」とあるのは「使用料」と、「占用」とあるのは「使用」と、同条例第 5 条中「占用料」とあるのは「使用料」と、「占用期間」とあるのは「許可の期間」と読み替えるものとする。

■春日部市公共物管理条例施行規則

(使用料の減免申請)

第 8 条 条例第 13 条第 2 項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、公共物使用料減額（免除）申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免基準)

第 9 条 条例第 13 条第 2 項の規定による使用料の減免の基準は、春日部市道路占用規則（平成 17 年規則第 158 号）第 9 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「占用料」とあるのは「使用料」と、同条に規定する別表中「占用」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。

■春日部市道路占用規則

(占用料の減免申請)

第 9 条 占用料の減額又は免除を受けようとする者は、法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を受けた後、遅滞なく道路占用料減額（免除）申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(減免基準)

第 9 条の 2 条例第 4 条に規定する占用料の減免の基準は、別表のとおりとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:建設部道路管理課 No.013

処 分 名	特殊車両の通行承認
処 分 の 概 要	幅、総重量、軸重又は輪荷重が最高限度をこえず、かつ第五条から第七条に規定する基準に適合しない車両が特殊であるためやむを得ないと認定したものは第五条から第七条に規定する基準に適合するものとみなす。
根拠法令等・条項	車両制限令（昭和 36 年 7 月 17 日政令第 265 号）第 12 条
審 査 基 準	処分の先例がなく、稀であり当面申請が見込まれないものであり、法令の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	設定しない
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■車両制限令

(特殊な車両の特例)

第十二条 幅、総重量、軸重又は輪荷重が第三条に規定する最高限度をこえず、かつ、第五条から第七条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第五条から第七条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従って通行する場合に限る。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.014

処 分 名	公共物使用料の延滞金の減免
処 分 の 概 要	市長は、延滞金の徴収について特別の理由があると認めた場合は、これを減額し、又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市公共物管理条例（平成 17 年条例第 139 号）第 14 条 春日部市公共物管理条例施行規則（平成 17 年規則第 56 号）第 11 条
審 査 基 準	処分の先例がなく、稀であるもので、当面申請が見込まれないものであって、法令又は条例等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	20日（休日は含まない）
設定年月日	平成26年4月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁4階道路管理課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市公共物管理条例

(延滞金)

第 14 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 1 項の規定により督促した場合は、延滞金を徴収する。ただし、督促状に指定する期限までに滞納した使用料（以下「滞納金」という。）を完納したとき又は滞納金が 100 円未満のときは延滞金の全額を、延滞金の全額又は端数が 100 円未満のときはその全額又は端数を徴収しない。

2 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ滞納金の額（その額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する金額とする。

3 市長は、第 1 項の延滞金の徴収について特別の理由があると認めた場合は、これを減額し、又は免除することができる。

■春日部市公共物管理条例施行規則

(延滞金の減免申請)

第 11 条 条例第 14 条第 3 項の規定により延滞金の減額又は免除を受けようとする者は、公共物使用料延滞金減額（免除）申請書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。